

(2) 数量計算における数値基準

設計書の数値基準、数量計算過程の数値基準ともに、「水道事業実務必携」(全国簡易水道協議会)による。

「水道事業実務必携」にない項目については、「広島県土木工事設計基準」の数値基準による。

いずれにもない項目については、水道局と協議の上、数値基準を決定する。